

オープン病院事業法人（オープン病院事業を行う医師会 や歯科医師会）に係る証明（規則第5条第6号用）

■証明申請にあたっての必要な書類（各2部提出）

- ・証明申請書（様式1－1）
- ・証明申請書の別紙
- ・要件毎の添付書類

《厚生労働大臣が証明する基準》

1. 収入要件（平成20年厚生労働省告示第297号第1号）

（全体）

以下の $\frac{\textcircled{1}+\textcircled{2}+\textcircled{3}+\textcircled{4}+\textcircled{5}+\textcircled{6}+\textcircled{7}+\textcircled{8}+\textcircled{9}}{\textcircled{10}}$ が、6割を超えること。

① 社会保険診療に係る収入金額

② 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

・ おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{2}$ が成立すること。

③ 自動車損害賠償保障法に係る患者の診療報酬

・ おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{3}$ が成立すること。

④ 公害健康被害の補償等に関する法律に係る患者の診療報酬

・ おおむね $\textcircled{10} \times 0.1 \geq \textcircled{4}$ が成立すること。

⑤ 健康増進法第6条各号の掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額

- ・当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限ること。

⑥ 健康増進法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額

- ・当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限ること。

⑦ 臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

⑧ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額

- ・証明申請書別紙「９．助産にかかる収入金額」のＡ又はＣの金額のうち、いずれか低い方の金額（Ｄ）と一致すること。

⑨ 「２．事業等要件」のロ（１）及び（４）に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業に係る収入金額（国又は地方公共団体から他の公益法人等を経由し受け取る場合を含む）。

⑩ 当該法人の全収入金額

- ・全収入金額とは、法人の事業収入から、当該法人が開設又は運営する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業に係る収入、当該法人の構成員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除いたもの。
- ・事業収入とは、経常的な収益のうち事業活動に係る収益をいい、会費、入会金、特別収入などは含まれない。

（添付書類）

- ・当該医療機関の診療報酬規程の写し
- ・①から⑩までの金額について確認できる書類（決算書等）の写し

２．事業等要件（平成２０年厚生労働省告示第２９７号第２号）

【イは該当】又は【医師会で、ロ（１）～（６）の内２つ以上に該当】又は【歯科医師会で、ハ（１）～（５）の内２つ以上に該当】することが必要となる。

イ．医療法第４条第１項の地域医療支援病院の開設者であること。

（添付書類）

- ・地域医療支援病院であることの都道府県知事の承認書の写し

ロ（１）．所在都道府県又は所在都道府県内の市町村の区域内に設置されている学校における学校保健法第１６条第１項に規定する学校医の相当数（当該医師会の活動範囲における学校医の延べ人数のおおむね５割）が当該医師会の会員である医師であること。

(添付書類)

- ・ 法人と自治体との学校医に関する契約書等の写し
- ・ 法人の定款

ロ(2) . 所在都道府県又は所在都道府県内の市町村において、医療法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療を提供すること。

(添付書類)

- ・ 救急病院又は救急診療所と認定され、都道府県知事によって告示されていることが確認できる書類又は救急医療対策事業を実施していることが確認できる書類の写し

ロ(3) . 当該医師会の会員である医師が、所在都道府県又は所在都道府県内の市町村において、都道府県知事の要請又は市町村長の委託を受けて、予防接種法第3条第1項の規定による予防接種を実施していること。

(添付書類)

- ・ 当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う主たる場所が、市町村長又は都道府県知事によって公告されていることが確認できる書類

ロ(4) . 高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査又は同法第24条に規定する特定保健指導の実施について、同法第7条第2項に規定する保険者から委託を受けていること。

(添付書類)

- ・ 保険者との間に締結した委託契約書の写し

ロ(5) . 所在都道府県又は所在都道府県内の市町村において、労働安全衛生規則第15条の2第2項に規定する地域産業保健センター事業を実施していること。

(添付書類)

- ・ 各都道府県労働局との間に締結した事業委託契約書の写し

ロ(6) . 当該医師会の会員である医師が、へき地において、巡回診療又は健康診査を実施していること。

(添付書類)

- ・ 無医地区、準無医地区及びへき地診療所が開設されている等、へき地保健医療対策が実施されている地域において巡回診療又は健康診査を実施する際の開設許可申請書等の写し

ハ(1) . 休日(当該病院又は診療所が表示する診療時間以外の時間をいう。)に診療を行っていること。(なお、当該病院又は診療所が、もっぱら休日(日曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日、12月30日、12月31日、

1月2日並びに1月3日)を表示する診療時間とする場合にあって、本項に該当するものであること。)

(添付書類)

・以下のいずれかの書類の写し

①法人と自治体との休日診療に関する契約書等

②当該病院又は診療所が休日に診療を行っていることを確認できる書類
(前年度の実績等)

ハ(2) . 夜間(午後6時から翌日の午前8時までの間(休日を除く。))をいう。)に診療を行っていること。

(添付書類)

・以下のいずれかの書類の写し

①法人と自治体との夜間診療に関する契約書等

②当該病院又は診療所が夜間に診療を行っていることを確認できる書類
(前年度の実績等)

ハ(3) . 障害者基本法第2条に規定する障害者に対する診療を行っていること。

(添付書類)

・以下のいずれかの書類の写し

①法人と自治体との障害者に対する診療に関する契約書等

②当該病院又は診療所が障害者に対する診療を行っていることを確認できる書類
(前年度の実績等)

ハ(4) . 当該病院又は診療所に属する歯科医師(いわゆる当番制で往診及び巡回診療を行う歯科医師を含む。)が、所在都道府県又は所在都道府県内の市町村において、往診及び巡回診療を行っていること。

(添付書類)

・以下のいずれかの書類の写し

①法人と自治体との往診及び巡回診療に関する契約書等

②当該病院又は診療所が往診及び巡回診療に関する診療を行っていることを確認できる書類(前年度の実績等)

ハ(5) . 当該病院又は診療所に属する歯科医師(いわゆる当番制で保健指導又は健康診査を行う歯科医師を含む。)が、母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査のうち歯科保健に関するものを行っていること。

(添付書類)

・法人と自治体との保健指導又は健康診査に関する契約書等の写し